

事務事業	28	介護保険の適正利用の促進					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり					
施策	01	福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開					
事業内容							
目的	介護保険制度の安定的かつ継続的な運営を目指して、サービス内容や、介護保険給付内容の点検を強化し、事業者に対する必要な指導を行ってまいります。あわせて、サービス利用者に対する適正な利用を促していきます。						
対象・手段	介護保険給付分析ソフトを利用し、不適正・不正な介護保険サービスの提供を行っている事業者を調査し、指導を行います。 給付適正化システムを用いて、介護保険事業者からの保険給付請求費用の点検を強化します。また介護保険利用者に対して、サービスの利用実績を通知することで、不適正なサービスがないか注意を喚起します。						
成果(事業が意図する成果)							
適切な介護保険サービスの提供及び利用を促進することで、利用者の自立支援が促されます。また、事業者のサービス内容を調査・検証することで、介護保険事業者の不正請求並びに事業者の指定取消に至る悪質な事例発生を未然に防ぐことができます。これらにより、保険給付費の抑制が期待でき、社会保険としての介護保険制度の安定かつ持続的な運営を実現します。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
調査事業者数	介護保険給付分析ソフト等により、不適正な介護保険サービスを提供していると思われる事業者を抽出し、実地調査を行う事業者の	(毎) 年度に	(事業者数 48所) の水準達成				
		() 年度に	() の水準達成				
		() 年度に	() の水準達成				
成果の達成状況							
	単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1	所	0.00	48.00	48.00	48.00	
	実績 1	所	0.00	48.00	43.00	42.00	
	= /	%	0.00	100.00	89.58	87.50	
	目標値 2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成18年度	介護保険サービス事業者実地調査 保険給付請求費用の点検 給付費通知の発送		43所(地域密着型サービス中心) 141事業所に点検内容通知送付 年2回・12,812通				
平成19年度	介護保険サービス事業者実地調査 事業者集団指導 保険給付請求費用の点検 給付費通知の発送		42所(地域密着型サービス中心) 2回 255事業所に点検通知送付 年2回・12,343通				

部名称		福祉部		課名称		介護保険課	
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
トータルコスト	事業費	千円	0	1,391	1,595	1,614	
	人件費	千円	0	21,434	38,480	38,362	
	事務費	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等	千円	0	0	0	0	
	総計 = + + +	千円	0	22,825	40,075	39,976	
	受益者負担	千円	0	0	0	0	
	純計 = -	千円	0	22,825	40,075	39,976	
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源 = -	千円	0	16,149	40,075	39,976	
	特定財源		0	6,676	0	0	
	一般財源投入率 /	%	0.00	70.75	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	2.00	4.00	4.00	
	非常勤職員		0.00	2.00	2.00	2.00	
事業に関する検討課題							
<p>介護費用適正化対策には、事業者自身の自己点検、保険者による指導・監査といった様々な場面における取組みがあります。それぞれの場面で、より実効的かつ効果的な結果が得られる事業実施手法について常に検討する必要があります。また、事業所の指導監査については、「利用者保護体制の充実」と一部重複していますので、平成21年度からの「第4期介護保険事業計画」の見直しとともに事業の整理が必要です。</p>							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	事業者に対する実地調査は42事業所実施しました。また介護保険利用者に対する給付費通知の発送を年2回行い、年間計画どおりに保険給付請求内容の点検も実施しました。区内全事業所を対象に、法令遵守の徹底を図るため集団指導を2回実施しました。				
	実施の成果	2	事業者に対する実地指導や保険請求内容の点検により、不適正なサービスが明らかになった場合は、保険給付費の返還を求めるとともに、運営基準に沿った適正なサービスの提供を行うよう事業者に徹底しました。				
	効率性	2	この事業は区職員により実施しているため、公正かつ適切に行え、効率性の面からの利点もあります。しかし、職員の指導レベルにばらつきがあるため、職員個々人のスキルアップと指導内容の標準化を図る必要があります。				
	行政の関与	3	介護保険事業者に対する調査・指導、保険請求の点検は保険者の責務として行うべき事業です。介護保険の適正利用を進めるために区が積極的に関与していく必要があります。				
	妥当性	3	介護保険の適正利用は、単一の方法や短期間で実現するものではありません。事業者への指導や保険請求内容の点検、給付費通知による利用者への不適正なサービスに対する注意喚起などにより、適正利用を推進していくことができると考えます。				
	施策寄与度	3	介護サービス事業所に対する実地調査、給付費通知などによる介護保険の適正利用の推進は、介護保険制度の安定的かつ持続的な運営を目指すために必要不可欠な事業であり、施策に寄与しています。				
総合評価	平成19年度の評価をBとした理由は、計画どおり事業を実施し目標を概ね達成したためです。事業者指導の強化については、地域密着型サービス事業者を中心に42事業所に対して指導調査を実施し、着実な成果を挙げています。また年2回給付費通知を発送することで、利用者に対して不適正なサービス利用はないか注意喚起を図りました。過去3年間の実績ではBと評価します。事業者に対する指導調査の方法が一定程度確立されたこと、給付費通知による利用者への注意喚起、東京都国民健康保険団体連合会からの情報をもとに、介護報酬請求内容の点検を随時実施したことにより、介護サービスの適正利用推進に寄与しています。						
	過年度評価	18年度 B 17年度 B 16年度 15年度					
改革方針	18年度からの介護保険法の改正により、事業者指導に関しての保険者機能が強化されました。このため、公正・中立な立場で効率的かつ効果的に事業が遂行できる指導体制を整備し、指導調査の方法を一定程度確立しました。20年度以降は、経常事業の「介護保険の適正利用の促進」として恒常的に取り組んでいきます。その中で、より介護サービスの質の向上に結びつくような、実効性のある指導の実施を目指していきます。また請求費用点検の強化については、東京都国民健康保険団体連合会が行う点検内容が拡大されたため、点検体制も含め実施方法の見直しを検討していきます。						
	方向性	1 現状のまま継続					